

高齢受給者証の更新について

自己負担割合の見直しにより、国保加入者のうち、70歳以上の人がお持ちの「高齢受給者証」は8月1日から更新されます。新しい受給者証をお送りしていますので、医療機関で受診される際には、必ず窓口で保険証とともに提示してください。

老人医療 一部の人の受給者証が変更

自己負担割合の見直しにより、8月1日から一部の人の老人医療受給者証が変更されます。

自己負担割合が変わった人には新しい受給者証をお送りしています。医療機関で受診される際には、必ず窓口で保険証と一緒に提示してください。なお、今お持ちの受給者証は、市民課国保医療担当にお返してください。

また、変更がない人にはお送りしていませんので、今お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

【実施年月日】

平成18年10月1日受診分から新しい制度の対象になります。

【自己負担額】

原則、定率1割負担となります。

ただし、世帯の所得に応じて、限度額が設定されます。

【1カ月の自己負担限度額】

所得区分	自己負担限度額	
	通院	入院又は合算
一定以上	44,400円	80,100円+1% *2
一般	12,000円	44,400円
低所得者 *1	II 4,000円 (2,000円)	12,000円
	I 2,000円 (1,000円)	6,000円

*1 () 内は、平成21年3月診療分までの経過措置の金額です。

*2 医療費総額が801,000円を超えた場合の限度額は次のとおりです。

$$80,100円 + (\text{総医療費} - 801,000円) \times 1\%$$

◎病院等の窓口における医療費の支払は、1病院の窓口ごとに表の限度額までとなります。

◎同じ月に複数の病院等を受診し、1カ月間に支払った医療費の合計額が表の限度額を超えた場合は、必要書類を添えて医療費の還付申請の手続きをしてください。

10月1日から

心身障害者・ひとり親家庭等 医療費公費負担制度

の内容が変わります

岡山県公費負担医療制度のうち、心身障害者、ひとり親家庭等医療の補助内容が変わります。

これまでの制度では、制度ごとに自己負担額を設定していましたが、今回の改正で共通の自己負担額が導入されることとなります。

なお、受給者の皆さんには9月末に新しい受給資格証をお届けします。

※更新手続きが必要となる人には、別途ご案内します。

問合せ：市民課

☎2130まで

平成18年度国民健康保険税(医療分)の税額の計算式は

税額 = ①所得割額 + ②均等割額 + ③平等割額

所得額 × 9.8% 1人あたり 26,000円 1世帯あたり 20,000円

【例】70歳で1人世帯の人が年金収入250万円のときは

平成17年度はこうでした

①所得割額

$$250万円 - 140万円(年金控除額) = 110万円(年金所得)$$

$$110万円 - 33万円(基礎控除) = 77万円$$

$$77万円 \times 9.8\% = 75,460円$$

$$\text{税額} = ① + ② + ③ = 121,400円(100円未満切捨て)$$

平成18年度はこうなります(激変緩和措置前)

①所得割額

$$250万円 - 120万円(年金控除額) = 130万円(年金所得)$$

$$130万円 - 33万円(基礎控除) = 97万円$$

$$97万円 \times 9.8\% = 95,060円(所得割額)$$

$$\text{税額} = ① + ② + ③ = 141,000円(100円未満切捨て)$$

激変緩和措置を講じます

昭和15年1月1日以前に生まれ、平成16年中に公的年金収入があった人は、公的年金等に係る所得から、平成18年度は13万円を、平成19年度は7万円を別途控除して、国民健康保険税の所得割額を計算します。

地方税法の改正により、平成18年度から公的年金等控除額が引き下げられました。このため、国民健康保険の加入者のうち、昭和15年1月1日以前に生まれ、平成17年中の公的年金の収入が166万円を超える人がいる世帯では、公的年金の収入が平成16年中と同額であっても、平成18年度の国民健康保険税は増額されますのでご理解ください。

問合せ：税務課 ☎2116まで

公的年金を受給されている皆様へ